

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和２年１０月２３日)

開催日及び場所			令和２年９月１７日（木曜日）政策統括官第２会議室		
委員			野口和秀（公認会計士）　大森啓子（弁護士） 白鳥省吾（法人参与）		
審議対象期間			令和２年１月１日～令和２年３月３１日		
審議対象案件			８６件　　　うち、１者応札案件３件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件		
抽出案件			５件　　　うち、１者応札案件３件 (抽出率６％)　　　　　　　　　(抽出率　１００％) 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件 (抽出率　－％)		
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	３件　　　うち、１者応札案件３件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件		
		指名競争	２件　　　うち、１者応札案件０件 契約の相手方が公益社団法人等の案件　０件		
		随意契約（企画競争・公募）	０件		
		随意契約（その他）	０件		
	(特記事項)				
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等	
			別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし		
[これらに対し部局長が講じた措置]			[		

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等（第 50 回 令和 2 年 9 月 1 7 日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 輸入米穀買入委託契約 アメリカ産うるち 精米中粒種 13,000 トン [整理番号 29] (業務概要) ○これは精米されているものを輸入することか。 ○入札公告において、例えば 1 番目だと苫小牧、新潟、3 番目だと新潟、水島と指定港が分かれているが、1 万 3,000 トンという数量はどのように振り分けられるのか。 ○当該入札では、アメリカ産の 3 契約を合わせて 3 万 9,000 トンであるが、77 万トンとの関係はどうみなのか。 ○国毎の輸入数量は、農林水産省では特にコントロールはしていないのか。 ○本契約は指名競争契約であるが、指名競争の基準はどうなっているのか。会計法や予決令で指名競争にする場合の基準が定められていると思うが、文書化されている全省統一の基準みたいなものがあるのか。	○輸入米については、ガット・ウルグアイラウンドの合意に基づき、現在、年間 77 万トンを国際約束として輸入している。 輸入に当たっては、輸入業者を相手として指名競争入札を行い、落札した輸入業者との間で買入委託契約を締結する。 ○入札条件で、精米を指定して入札を行っている。 ○国内需要や倉庫の空き具合を踏まえ、買入後の輸入米穀の管理を委託する受託事業体から提出される要望を集約し、これに基づいて数量を決めている。 ○玄米ベースで年間 77 万トンの輸入が目標で、そのうち最大 10 万トンは S B S 方式での輸入、残りを年間 10 回程度に分けて入札を行い、国際約束を履行しており、39,000 トンはその一部。 ○国内の需要を踏まえ輸入を行っており、結果的にアメリカ産、タイ産の輸入が多くなっている。 ○国家貿易である米麦の輸入に関しては、一旦契約の履行が滞ったりすると、食糧の安定供給を行ううえで著しく支障を来すことから、会計法上、一般競争で契約することが不利な場合、指名競争にすることができるという規定を踏まえ、農水省で輸入米麦の指名競争入札の参加資格として、一定の資産・信用、実施体制、経験を要件に定め、その要件をクリアした者を入札参加資格者として決定している。

○「指名競争契約審査調書」にある手続きを経て、指名競争参加者が決まると言うことか。 ○電子入札システムの対象案件であるが、どのような運用がなされているか。 ○今回、2回不落になっているが、1回目が不落になった場合に、再度入札を行うまでの間隔はどれぐらいか。	○然り、まず資格を与える有資格者を決め、その中から、指名基準に従って指名を行っているが、基本的に全ての有資格者を指名している。一部の国に事業拠点が無い有資格者は、その国に限っては指名しないということで対象から除外している。 ○独自に作成したシステムで、入札公告を本システムで行い、輸入商社はそこで公告された内容を見て、応札も本システムで行う。入札のために来庁する必要はなく、全てシステム上で応札、落札の判定、公表まで行う。 なお、実際の契約は、支出負担行為担当官である政策統括官と落札者との間で契約書を作成して、契約を締結している。 ○1回目が不落札となった場合、直ちに再度入札を行うので、間隔は30分ぐらいである。再度入札は1日3回程度まで可能。それでもなお不落札であれば、次回の入札に回している。
2 令和元年度ベトナム産米の生産段階での農薬等の使用・管理に関する現地調査業務〔整理番号 20〕 （業務概要）	○ミニマムアクセス米については、約77万トンを超えて毎年輸入することになっており、そのうち一般輸入米については、直近年では米国、タイ、中国の3カ国が主な輸入国である。長粒種は、タイのみの輸入であるため、安定的な輸入を行える多くの国の確保、競争性等の観点から世界的に輸出上位国であるベトナムからの輸入可能性の検討は重要である。 しかし、ベトナムは過去に基準値を超える農薬の残留の問題があり、近年、ベトナムからの輸入は停止している。また、平成30年10月には、ベトナム政府との間で「米のバリューチェーンの発展に関する覚書」が交わされ、ベトナム米の安全性向上のための協力を行っている。その協力の一つとして、ベトナム米の生産段階での農薬使用等の現地調査に係る事業を実施した。 具体的には、現在のベトナム米の安全性の状況把握のための分析調査（残留農薬やカビ

○調査対象の件数が減少した理由は何か。 ○現在のベトナム産米の安全性に関する状況把握のための分析調査の結果は、今回の調査の仕様書に反映されているのか。 ○今回の事業は、他事業で報告のあった農薬について、なぜ残留したのかの原因を中心に現地で調査する事業か。 ○本役務契約では最終的に減額されているが、精算なり実績報告に基づいて減額するといった精算条項は契約書にあるのか。それとも単に変更契約で、双方の合意で変更したということか。	毒等の分析)の結果を踏まえ、生産現地での農薬の使用・管理に関する実態等調査を行う事業である。 本契約は、農薬に関する専門性や技術的要素が高く、総合評価落札方式で請負者を決定した。 ○世界的なコロナウイルスの感染拡大等により、施設へ外部の者の調査訪問を拒否されてしまったため。 ○今回の調査とは別に、ベトナム産米の残留農薬、カビ毒、重金属を分析調査する請負契約を締結し行っている。 ○然り。 ○本契約書には「本契約は、甲乙協議の上、改定することができるものとする。」との規定があり、それに基づき、双方協議の上、改定した。
3 Fosetyl-Al (ホセチル)、Phosphonic acid (ホスホン酸) 高感度分析法の米穀での適用性検証及び米麦の濃度測定業務請負契約〔整理番号21〕 (業務概要)	○厚労省で、米麦のホセチルの残留基準を一律基準 0.01 mg/kgとする案を決定し、WTO 通報。その基準は農薬のホセチルと、その分解物の垂リン酸を合算した数値である。垂リン酸は農薬使用によるものだけでなく天然に存在し、更に肥料としても使用されている。仮に厚労省案の0.01 mg/kgが適用された場合、輸入米麦のホセチルの検出値が0.1 mg/kgから0.3 mg/kgとである現状では、0.01 mg/kgを超過し、その都度、残留理由が農薬使用によらないことを証明する必要がある、米麦の流通に支障を来すことから、適切な基準値を設定するため、厚生労省へ必要なデータを提供するための調査等事業を行っている。

○検査自体かなり難しい残留基準値だが、厚労省が0.01 mg/kgにした理由は何か。また、厚労省が0.01 mg/kgの基準を出した以上、検査方法についても示すのではないのか。 ○令和2年度に、米麦においては0.01 mg/kgの基準値案では無理だということを厚労省に回答するということか。 ○このような分析業務などの発注については、事業者が繁忙期になる2月、3月を避け早めに実施するといった情報の共有を図ることにより、参加者が増えるのではないか。	具体的には、平成30年度に、厚労省案の一律基準0.01 mg/kg近辺を正確に分析できる高感度の分析方法について、麦類での分析法の開発を行った。令和元年度には、開発した麦類の分析方法の妥当性を確認の上、本事業で、同じ分析法が米にも使用可能かの検証と当該分析法で実際の米麦の濃度測定調査を行った。 ○ホセチルは、日本国内で米麦には使用しない農薬であるため、基準値を設定しない（一律基準0.01 mg/kgを適用する）案を決定した。しかし、ホセチルの定義に含む亜リン酸は、農薬だけではなく、肥料、自然中にも亜リン酸が存在し、検査では、亜リン酸が農薬由来か、肥料由来か等は分からない。 農水省は、輸入米麦が食品衛生法に適合することを証明する必要があることから、我々自ら新たに分析法を開発し、基準値に考慮する成分の亜リン酸が農薬使用によらなくても検出されるデータ等を厚労省に提出し、適切な基準値策定に協力することとしたもの。 ○然り。農薬使用によらない亜リン酸の含有が一定以上あることから、基準値案（一律基準0.01 mg/kg）の再検討を行うための科学的データを当方から提供するもの。それをもとに、厚生労働省が審議会に諮って基準値を再検討、最終決定すると思われる。 ○然り。分析業務を発注する場合には、可能な限り早い時期に実施できるよう心がけたい。
4 令和元年度輸入麦の麦角アルカロイド類含有実態分析業務請負契約〔整理番号14〕 （業務概要）	○麦の生育中に、麦角菌の感染により穂に麦角ができる場合があり、その中にカビ毒の麦角アルカロイドを多く含む。現在約40種類程が報告されており、そのうち数種類に循環器系や神経系機関への悪影響を示す強い毒性が

○入札になった役務の具体的な内容は、化学分析の方法を開発することではなく、輸入小麦、大麦の分析調査を行うことか。また、調査の目的は混入率の上限を求めることか。 ○分析業務の仕様書を見ると、分析方法は「妥当性が確認された方法又は自ら妥当性を確認した方法」との指定なので、受託者に対して分析方法の具体的な指示はしないということか。 ○この事業も一者応札になっているが、原因は何か。	報告されている。現段階では、穀類中の麦角粒の混入率の基準が設定され規制されており、コーデックス委員会は麦角粒の混入の最大基準を小麦で0.05%、デュラム小麦で0.5%としている。 日本の場合、麦角粒の混入上限を小麦、大麦とも0.0%としている。0.0%を超えれば食品として流通不可となる。 現在、国際的に麦角粒ではなく毒素である麦角アルカロイドの化学分析を行い、物質の濃度で麦角の規制することが検討されている。 そのため本事業で、輸入麦の麦角アルカロイド類の実態調査を行い、どのような濃度分布となっているのかを把握している。 ○調査は、省内他部局で行っている国産麦や小麦製品の調査と並行して実施している。当輸入麦の調査の目的は、輸入麦の化学分析による濃度実態の把握である。科学的な根拠に基づいた麦角アルカロイド類の濃度による基準作成の過程において、調査データを活用していくこととしている。 ○国際的に認められた方法で妥当性が評価されていれば、分析結果（数値）の信頼性が確保されるため、仕様書で分析法を指定していない。 ○本事業は、事前に作ったオクラトキシンの検査のために採取したサンプルを使用した調査である。オクラトキシンの調査試料が揃った段階で、ランダムに当該調査試料を選定している。実際の分析が事業者の繁忙期と重なり、一者応札となった。改善点としては、オクラトキシンの調査が終わったサンプルから数度に分け本事業の調査に回すなどの工夫により、もう少し早い時期に、しかも長い期間で調査するよう、改善したい。
---	--

5 輸入麦買入委託契約 食糧小麦アメリカ産
H. R. W(SH) 24, 200トン [整理番号4]
(業務概要)

○3万トン程度の船とは、穀物運搬船の規格がその程度ということか、例えばパナマックス規格(6.5万トン)は使えないのか。

○その3万トンというのは毎月の需要量等を集計し、コンスタントにその程度を輸入すると年間の買入数量(400万トン)になるという量なのか。

○食糧法に基づき、国産麦で質的、量的に不足する部分を外国産麦で補って、食糧の安定供給に資するという観点から毎年400万トン程度の外国産小麦を輸入している。

配船の都合から3万トン位のサイズに細かく分割して、入札にかけているが、そのうちの1つが今回抽出されたアメリカ産小麦のH. R. W—ハード・レッド・ウインター2万4,200トンの契約である。

買入受託業者の資産信用や、麦の貿易等に関する経験等が不十分で契約の履行に問題が生じた場合、国民の主要食料の安定供給に支障を来すおそれがあるため、一般競争に付すと不利であるという観点から、指名競争により決定することにしており、応札者数が8者であった。

日本の製粉会社等、実需者からの買受希望時期に基づき、履行期限(船積みする期間)が定められており、本契約の場合、契約日が令和2年1月22日、履行期間が2月21日から3月20日である。

○日本中に製粉メーカーがあり、それぞれの港を回って荷揚げを行う必要がある一方、パナマックス規格を受け入れ可能な港は日本では限定されることから、港湾設備を考慮したサイズの配船となっている。受け入れられるサイズとして3万トンが一般的であり、リーズナブルな落札価格も見込める。

○月によって増減はあるものの、400万トンを12か月で割った約30万トンが毎月の買受希望数量の平均であり、それを配船サイズの約3万トンで分割し、10から11の入札ロットに分けて、原則として毎月3回入札を行っている。

○今回の入札執行調書を見ると、輸入業者が8社となっているが、この入札での指名した業者全てか。	○アメリカからの輸入を可能とする指名条件を満たしている輸入業者が10社あり、その10社に対してアナウンスを行い、今回応札があったのが、このうちの8社である。
--	--

(注) 予定価格が類推される内容は除いています。